
季刊 戦争責任研究



第34号

2001年冬季号

【特集】 日本の敗戦とアジア

- 「大東亜共栄圏」からの独立 村井吉敬 2
— インドネシアの戦中・戦後と日本 —
- 光復後の楊達 丸川哲史 10
— 台湾文学一九四五～四九年への一考察 —
- 植民地支配から分断国家へ 李 圭泰 20
— 朝鮮総督府の「八・一五」政策を中心に —
- ナチス体制下のオーストリアにおける強制労働 金子マーティン 29
- ダーバンへの道、ダーバンからの道 前田 朗 36
— 人種差別に反対する世界会議に参加して —
- 花岡訴訟「和解」の問題点 張 宏波 43
— 日本的戦後処理の再生産 —
- ローラバッカ一法とサンフランシスコ講和条約 荒井信一 50
- 「つくる会」教科書の不採択運動と今後の課題 俵 義文 59
- 韓国における「慰安婦問題解決」運動の位相(上) 山下英愛 74
— 八〇～九〇年代の性暴力運動との関連で —
- 【資料紹介】台湾拓殖株式会社「日本軍慰安所」関係資料 解説／林 博史 84

花岡訴訟「和解」の問題点 — 日本的戦後処理の再生産 —

張宏波

はじめに

昨年一月二九日、花岡訴訟が「和解」に至つたことは、既報の通りである。補償はおろか戦争責任を認めるか否かという段階に未だに止まっている日本の現状を考えれば、一

○余年にわたる闘争は、企業の戦争責任の追及を通じて、日本政府及び企業による中国人強制連行・強制労働の歴史事実を暴露・糾弾し、政府と企業の責任を広く知らしめるのに大きく貢献したと評価できる。頑迷な企業との長期間に涉る交渉が並々ならぬ努力と忍耐を要したであろうことを想像すると、支援された方々に心からの敬意を表したい。

解に対する反対を表明し、鹿島の罪責を追求しつづけるための新たな訴訟を起こすことを公表している。^①こうした「和解」をめぐる行き違いをまず正確に認識すること、そこから日本の戦後処理の問題性を浮び上がらせることが本稿での狙いである。

一、花岡訴訟「和解」をめぐる三つの「メント

1、花岡訴訟「和解」の主な内容

まず、五項からなる「和解」のポイントをあげておく。

① 一九九〇年七月の「共同発表^②」を再確認する。ただし、このことは直ちに鹿島が法的責任を認めたことを意味するわけではなく、中国人原告もこれを了解する。

② 鹿島は受難者に対する慰靈等の念を表明し、中国紅十字会に五億円を信託し、紅十字会はそれを「花岡平和友好基金」として管理する。

③ 和解は花岡事件についてすべての懸案の解決を図るもので、受難者と遺族はすべてが解決されたことを確認し、一切の請求権を放棄することを含む。今後、もし補償請求が発生する場合、紅十字会と原告の一人において責任をもつてこれを解決し、被控訴人に何らの負担もさせないことを約束する。

しかししながら、関係者にとって歓迎すべき結果であつたはずの「和解」をめぐって、被告・鹿島建設、原告および原告代理人（弁護士とそれを支援する日本側の市民団体「中国人強制連行を考える会」（以下、考える会）の三者の出したコメントには、その評価に奇妙なズレが見られるることは無視できない。事実、六月二十五日には、原告の一人である孫力氏は、代理人弁護士と中国人原告との数回にわたるミーティングの詳細な議事録を新聞等で公開し、最終的に取り結ばれた「和解条項」とそれまで原告側になされていた和解内容に関する説明が根本的に相違することから、この「和解」を拒否するとの声明を出した。^③ 同様に、二人の原告以外の一部被害者及び遺族もこの和

2、「和解」後の三つのコメント

すでに述べたように、「和解」成立後、鹿島側、原告代理人及び原告の支持団体、原告側の三者がそれぞれコメントを出している。まづ、その要点について確認しておく。

『被告鹿島建設株式会社「花岡事案和解に関するコメント』

① 日本国政府の中国人労働者内地移入政策の下、中国人が本社花岡出張所で働いていた。しかし、戦時下の厳しい環境のため、「当社としても誠意をもつて最大限の配慮を尽くし」たが、「多くの方が病氣で亡くなるなど」、「深く心を痛めてきた」。

② 法的責任はないことを前提に和解協議を続けてきた。

③ 受難者の慰靈等のため「平和友好基金」を拠出するが、基金は補償でも賠償でもない。

このコメントから、鹿島側の中国人強制連行・強制労働の歴史事実に関する認識、企業としての責任に関する認識及び訴訟に対する姿勢が明らかである。①は、中国人強制連行、酷使、虐殺という歴史的事実の全面的否定、企業としての責任の回避を意味する。また、②③は、和解条項第一項で再確認されたとされる「共同発表」における謝罪を取り下げる形となっている。

『原告代理人と支援団体の「コメント』

① 原告代理人新美隆氏「和解成立についての談話メモ」

「歴史的に見ても……画期的なもの」、「日中友好の一層の進展に向けて一つの輝く掛け橋になるもの」、「但し書きは、共同発表の訴訟上の和解での再確認とともに画期的なもの」（原文ママ）、「和解条項」第五項全体解決となることを保証する」。

『考える会』代表・田中宏氏^⑧

「原告だけでなく全員を一括解決したところに意味がある」、「謝罪を踏まえた上でそれを実現するための金銭給付という意味は大きい」（傍点引用者）。

両氏ともいざれも一括解決や「共同発表」の再確認を強調しており、「和解」を「画期的」と高く評価している。しかし、「評価」された点は上に見た被控訴人・鹿島の主張、姿勢とはつきり矛盾しており、「評価」の根拠が如何なるものかは明らかではない。

『原告代表耿諄氏のコメント』

かつての花岡蜂起のリーダーであり、鹿島側との交渉や裁判で原告代表を務めた耿諄氏（八六）は、「和解」当日の一月二九日、日本マスコミのインタビューに対し、「鹿島はようやくその責任を認め、謝罪をしたが、しかし、我々の要求からはまだかなり遠い」と語った。「和解」成立前には鹿島は責任を認め謝罪をすると知らされていた耿氏だが、記念館建設の要求に応じない鹿島に不満を隠さず、次のメッセージを送っていた・「討回歴史公道、維護人類尊厳。促進中日友好、維護世界平和。」

これは「歴史の公道を取り戻し、人間の尊厳を守れ。中日友好を促進し、世界平和を推進しよう」という内容であるが、「歴史の公道を取り戻し、人間の尊嚴を守られた。中日友好を促進し、世界平和を推進しよう」（傍点引用者）と訳されて日本の新聞等で大々的に報道され、この花岡「和解」に被害者たちが満足しているかのよう喧伝された。

しかし、その後、「和解条項」や鹿島の「和解」に関するコメントを見て謝罪が行われていないことを知った耿諄氏は、「鹿島と原告代理人を次のように批判するに至る」。

弁護士はある時、「鹿島は重ねて謝罪する意思があり、これまでに合意した共同発表に基づいて謝罪する」と言つた。賠償金は少ないと言うことで、その後様々なことを考慮して、鹿島が誠意をもつて謝罪し、自らの罪を認めるのであれば、我々は譲歩しても良いと思つた。

その後、鹿島側が発表したあの声明を見て、怒りの気持ちが湧いてきた。鹿島側は……、資金は出すが、それは慈善的意味合いのものであり、中国人救済のためだと言つてきた。

彼らは加害者であり、中国人労働者を殺害した張本人なのだ。隣人への援助や追悼と同じように扱えるのか。

原告側がだまされて、欺かれたのだ。中國人に対する侮辱だ。さらに、二〇〇一年八月六日、中国河北省

地方紙の記者によるインタビューに対して、耿諱氏は「和解」についての認識や今後の闘争を次のように述べている。

法律上の謝罪をせずに、記念館の建設にも触れなかつた。たつたの五億円にもかかわらず、なんと救済だとまでいつてゐる！ これは中国人に対する最大の侮辱だ！ 我々は決して受け入れることができない！

「和解」では、花岡被害者側が出した三項目の要求は一つも解決されず、被害者に極めて強い憤慨の念を抱かせることとなつた。〔中略〕花岡被害者の賠償請求闘争はこれで終つたわけではない。九八六名の被害者・遺族は得るべき謝罪と賠償を得ていないため、その全ての人は引き続き鹿島を訴える権利を持つてゐる！ これは民族の大義に関わる問題だ！ 我々の世代だけでなく、次の世代もその権利がある。もし、訴訟に生存者の証言が必要なら、私は必ず法廷に出て証言をする！

3、三つのコメント間のギャップ
以上のように、三者の間で、「和解」に対する評価、鹿島に対する評価が全く一致しないまでの「和解」となつており、さらによつての被害者・遺族の反発にもかかわらず、「和解」基金の運営が正式に始まつてゐる。鹿島は基本的歴史事実を一切否定し、その帰結として

原告たちが要求した認罪も謝罪も当然行なつていらない。にもかかわらず、原告代理人は「和解条項」の第一項で共同発表を「再確認」したことで、鹿島が謝罪したと主張して「和解」を勝利だと大々的に宣言し、鹿島に「敬意」と感謝の意を表している。

鹿島の訴訟・控訴審における主張に関して、担当の東京高等裁判所第一七民事部裁判長新村正人氏は、次のように述べている。「被控訴人の主張の基調は、花岡出張所における（控訴人等の）引用者注）生活については、戦争中の日本国内の社会的・経済的状況に起因するもので、被控訴人は国が定めた詳細な待遇基準の下で食糧面等各般において最大限の配慮を尽くしており、なお戦争に伴う事象については昭和四七年の日中共同声明によりすでに解決された等」というものである。

この裁判官の「所感」からも明かになつた鹿島の姿勢は、鹿島の先のコメントでの主張と全く一致しており、原告代理人側が何を根拠に鹿島が「謝罪」したと主張しているかは不明である。

したがつて、原告代理人やマスメディア等によつて「画期的」と評されている裏で、報じられることのない原告代理人と原告・中国人被害者との「和解」の評価をめぐる対立や、不問にされている鹿島の姿勢と原告代理人による鹿島への評価の大きなギャップがなぜ生じたのかを問う必要がある。

一般に、和解は、双方の最低要求の充足が

なされないかぎり成立しない。讓歩はその上でなされる。紛争当事者は条項に基づいて「和解」という事態の内容を規定しあつたわけであるから、その内容は、当事者のいぢれが読んでも同じ理解に達する明確さを持つて記されているはずである。しかし、本節で見た評議のズレは、原告の最低要求である「謝罪」を曖昧にしたまま、解決金の方に重点をおいてしまつた転倒に原因があるのでないだろうか。他方、謝罪の回避が鹿島側にとつての最低要求であつたとすれば、双方の最低要求が謝罪をめぐるものであつた以上、最も根幹的な部分で「和解」がなされていない可能性を考えざるを得ない。

したがつて、次節では、謝罪をめぐる「ねじれ」の原因を探るために、謝罪の対象である戦前の歴史的事実の確認を起点に、「和解」条項における謝罪の取り扱いおよびその解消策の問題性について論じたい。

二、「和解」で無視された 事実と責任の転嫁

1、花岡事件に関する事実認識について

そもそも、原告にとつての最低要求である謝罪を回避しようとする鹿島が、是が非でも認めたくない史実とは何なのだろうか。

第一に、鹿島は「政府の閣議決定」、「戦時 下」という外的環境に責任を一括して負わせ、強制労働の責任主体ではなかつた点を終始強

調している。しかし、たとえ国策の一環であつたとしても、企業として鹿島が政府、軍隊と三位一体で中国華北から捕虜や民間人を積極的に「内地移入」させ、花岡に九八六名もの中国人を強制連行したことは事実であり、

企業としての鹿島に奉仕させ、利益をあげたという史実とその責任は回避できるものではない。

第二に、鹿島が戦犯企業として断罪されている事実の無視。日本敗戦後の一九四五年一〇月に至るまで、鹿島は連行した中国人を虐待・酷使しつづけたことで、四一八名もの中国人が死亡し、四二パーセントという高い死亡率を示した。花岡蜂起は、こうした集団虐待・酷使への抵抗であった。一九四六年一〇月連合国軍は、鹿島花岡出張所長河野正敏をはじめとする七人の従業員と蜂起の鎮圧にかかわった警察を逮捕し、一九四八年三月横浜軍事裁判（BC級戦犯・横浜地裁法廷）で三人に有罪判決を下した。「起訴理由概要」には、次のように記されている。

「株式会社鹿島組の秋田県花岡・中山、中国軍俘虜収容所（含む一般中国人）総管理者（●野）所長（●勢）庶務課長（●井）労務課長（●田）として管理の不良、酷使虐待に依り、多数の俘虜を死亡せしめ、また●浦（花岡警察署長）●藤（警部）は己が取締下に於いて右行為を行なわしめ、職責を不法に無視し、多数死亡

に寄与せり。以て軍事法規並に慣習に違反せり。

この史料からも、鹿島による花岡での中国人集団虐待が、国際的に裁かれた消すことのできない事実であることが明白である。

2、和解条項の矛盾・「法的責任」および

解決金の性格

上に見た史実を認めるのであればその罪は明白であり、直ちに謝罪につながるはずである。逆に謝罪しない、あるいは曖昧に放置することは、史実の否定や無視を必要とする。ところが、「和解」内容を明記した条項は、いずれとも解釈できないような曖昧さをもち、論理に破綻を来していることを明らかにしよう。

第一に、「和解条項」第一項の「当事者双方は、平成二年（一九九〇年）七月五日の『共同発表』を再確認する」という前半部分は、強制連行・強制労働の歴史事実を認め、企業としての責任を認めた上で中国人生存者・遺族に謝罪をしたことに対する確認であると原告代理人は主張している。しかし、それに続く、「ただし、被控訴人は右『共同発表』は被控訴人の法的責任を認める趣旨のものではない旨主張し、控訴人らはこれを了解した」といふ下りは前半の認罪及び謝罪を否認したものであり、しかも原告側の了承まで得ている。

第二に、「和解条項」全体の有効性について。一九四八年の横浜国際法廷で鹿島は戦犯企業として断罪を受けた。国際法に基づけば、BC級戦犯裁判の判決を無視して法的責任を明確にしないまま成立した「和解」それ自体の法的妥当性は問われるところである。

一九五二年のサンフランシスコ講和で、「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受託し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するもの

らかにすることができず、「再確認」が意味のないものとなってしまい、「画期的」どころか、むしろ「共同発表」から大きく後退したと見てよからう。

加害の事実を否認するならば、その法的責任・道義的責任を認めない方がむしろ筋が通る。鹿島は花岡事件に対する責任を根本から否定しつづけていたため、被害者たちの主張・要求と全く相容れず、そもそも和解の前提が存在しないと言つてよい。「和解」成立後の原告側弁護団と一部の原告中国人被害者との対立も次の一点が忘れられていることに原因があると思えてならない。つまり、一般に和解とは、双方にそれぞれ非のある紛争を歩み寄らせ、双方に一定の譲歩を伴うものであるが、花岡訴訟は被告側に一方的に非のある紛争であるため、和解の前提となる認罪・謝罪の点については原告に譲歩の余地は全くないということである。

本邦は、極東国際軍事裁判所並びに日本国及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受託し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するもの

とする」(第一一条)、という形ですべての国際法上の戦争犯罪を認めた。これは日本国憲法施行後のことであるから、「最高法規、条約及び国際法規の遵守」を定めた憲法第九八条第二項にもとづいてこの戦争犯罪を無視することはできないはずである。実際、この一条どおりに、講和後、戦犯らは「日本政府の手によつて巣鴨プリンにおいて刑の執行を受け¹⁸⁾いた。

したがつて、B C級戦犯にされた鹿島社員が存在した以上、「法的責任」がないという鹿島の主張を「和解条項」の中に入れることが許した東京高等裁判所は国際法を蔑ろにするものであり、こうした不当な根拠に基づく損害賠償請求の解決は日本国憲法にも抵触する恐れがあると考えられる。

第三に、第二項の「花岡平和友好基金」について。鹿島は花岡事件の歴史及びその法的責任を認めないにもかかわらず、受難者の「慰霊等」のため五億円の「花岡平和友好基金」を拠出することにした。しかし、その法的根拠が如何なるものなのか、また両者の関係は如何なるもののかは明らかではない。国際法廷で中国人に対する戦争犯罪を犯したと判断された鹿島は、如何なる論理をもつてまるで中国人を救済する「慈善機関」に変身したのだろうか。

3、責任の転嫁に関する

さらに、鹿島によつて放棄された責任は、

どういわけか原告に転嫁されていることを次に示しておくる。

「和解条項」第五項では、「本件和解はいわゆる花岡事件について全ての懸案の解決を図るものであり〔中略〕今後日本国内はもとより他の国及び地域において一切の請求権を放棄することを含むものである。利害関係人及び控訴人らは、今後控訴人ら以外の者から被控訴人に対する補償等の請求があつた場合、「中略」責任をもつてこれを解決し、被控訴人に何らの負担をさせないことを約束する」ことが規定されている。しかし、これには法的に大きな問題点さえ含まれている。

まず第一に、利害関係人及び控訴人らに対しての「約束」規定には大きな問題点が孕まれている。「和解」の効力は利害関係人、当事者控訴人耿諱ら一人と利害関係人、被控訴人鹿島建設株式会社との双方にしか及ばないため、上述の「約束」は潜在的にではあるが、一人以外の花岡受難者に対する侵害行為を招くことになる。具体的には、ここでは控訴人一人以外の花岡受難者の「補償等の請求」権の放棄を約束しており、利害関係人と控訴人ら一人に将来発生可能な第三者による訴訟を阻止する法的責任を負わせることとなつた。¹⁹⁾このような規定は、他の九七五人の平等訴訟権を侵害することとなる。日本による侵略戦争の遺留問題であつたものを被害者の中国人間の問題に矮小化することで、中国人同士の反目の温床を作り、眞の問題が何かを

見えていくさせている。事実、「和解」の実現以降、それを受け入れた被害者・遺族と受け入れない被害者・遺族との間に早くも対立が起こっている。八月に北京で行なわれた「花岡受難者連議会」の幹事会では「和解」を拒否した孫力氏は、他の被害者から幹事を辞退するよう迫られている。

第二に、「括封印」の問題。原告代理人やメディアからは画期的と評されているように、今回の「和解」は被害者への「一括的解决」、「全体解决となることを保証する条項」であることが強調されている。しかし、裏にはこの第五項があつて、被害者たちによる鹿島に対する損害賠償請求の「一括封印」でもあつた。利害関係人の責任に関する設定は、鹿島の責任を利害関係人及び控訴人らに転嫁することとなり、中国紅十字社を利害関係人に立て、江澤民国家主席がその名誉会長であることを強調し、政治力で鹿島に対する賠償請求を封じ込めようとした狙いがあると見てよい。原告代理人やメディアは、「一括解决」は加害企業鹿島にのみ有利だということに全く触れておらず、金額の問題だけを見ても、総額五億円が「最高金額」と評価されているものの、一人当たりでは約五〇万円——実際、九月末北京で行なわれた「和解」基金分配の場で二一人の被害者に一人当たり二十五万円が渡された——と、次節で見る他の「和解」と比べてもかなり低額であることはなぜかほとんど言及されることもなく、欺瞞性を孕んでい

ることは看過できない。

以上の検討から、紛争当事者双方の最低要求にかかる謝罪に關して合意がなされたと考えられる根拠は見いだせない。にもかかわらずなぜ「和解」が成立したのだろうか。それは、和解を済む鹿島建設との交渉に業を煮やした原告代理人が形式に拘泥して責任を明確にすることなく五億円の「慰靈金」を受理して決着を急ぎ、責任の明確化、謝罪という本来の課題を封印してしまったことから生じたのではないだろうか。かりに鹿島との訴訟においては企業に道義的責任を取らせるまでにとどめて、次の政府による補償の実現への踏み台にしようといふ狙いがあつたとしても、被害者の「尊厳」が軽んじられ続けてきた戦後補償運動史にとつては、本質的な前進ではなかつた。

一九八〇年代後半以降、アジア諸国の人民間に由つて、日本に対する戦後補償訴訟が広く展開された。現在も、日本政府および日本企業を相手どり全国で約六〇件もの戦後補償訴訟が起こされている。花岡訴訟「和解」は、解決を見たうちの四番目であり、「和解」の内容は、以下のような日本の戦後責任・戦後処理への対応の問題点が再生産されただけで、「画期的」といえる点は見当たらない。

三、未解決の日本の戦後処理 ——最近の四件の「和解」から

- (1) 一九九七年九月二一日韓国人強制連行訴訟・被告側新日鉄と自主交渉による和解。
(2) 一九九九年四月六日韓国人強制労働訴訟
.. 被告側日本鋼管と和解。
(3) 二〇〇〇年七月一日韓国人元女子挺身隊員強制労働訴訟・被告側不二越と和解。
.. 被告側日本鋼管と和解。

紙数の関係で詳述できないが、その問題点を以下のように指摘できる。

第一に、責任主体を明確にしないまま性格の曖昧な金錢によつて強引に解決に持ち込もうとする点。

第二に、謝罪が行われていない点。

第三に、日本側は和解を喧伝するも、被害者側は処理の仕方に大いに不満を残し、逆に次なる火種となりかねない解決の仕方。傷ついた心への二次的侵略。本来回復されるべき被害者の尊厳が逆にあらためて踏み躊躇されることになつてゐること。

三点とも花岡「和解」にも当てはまる。しかも、解決金や事実認定の面では花岡「和解」は他の三つのケースとは比べられないほど後退していると指摘できる。

また、花岡「和解」の五億円の拠出金に関しては、ドイツの強制労働補償基金と比較されて評価されることがある。しかし、二〇〇〇年一一月三〇日『高知新聞』の社説が指摘しているように「基金はドイツに先例といつても、その内容はまるで違う。ドイツの基金は政府と企業グループが、不正に対する道義的責任を明確にした上で、共同で設立したも

のだ。しかもドイツは、侵略国の戦争被害者に対し、既に日本円換算で約六兆円の個人補償を、国家として行つてきているのである。金額だけを比べると、問題の本質が見えなくなる危険性に注意が必要である。

日本側は花岡「和解」を戦後補償問題解決のモデル・ケースと喧伝している。しかし、すでに見てきたとおり、むしろ戦後補償問題を後退させていく可能性さえ伏在していることに注意を喚起しておきたい。

(チャン・ホンボ／一橋大学大学院)

(1) 和解までの経緯は次の通り。

一九四四年八月から一九四五六年六月まで鹿島組（現鹿島建設株式会社）は、国内労働力を補充する「華人労務者移入」の閣議決定の下で、三回にわたつて一〇〇〇人近くの中國民間人・捕虜を秋田県花岡（現大館市）出張所に強制連行した。彼らは牛馬以下の取扱いを受ける劣悪な生活条件下に置かれたながら河川工事等の苦役を課せられ、さらには鹿島組従業員たちによる侮辱・虐待が日常茶飯事のように行われていたため、死亡者が続発した。やむなく一九四五年六月、残つた七〇〇余名が大隊長耿諱（Geng-zhun）の指揮の下で一斉蜂起したが、日本軍民によつて鎮圧され、その後百十数名が拷問・暴行のため死亡した。一九八九年、被害者・遺族は謝罪、記念館建設、一人五〇〇万円の賠償金支払いを求める鹿島と交渉を開始したが、鹿島が責任を認めながらも記念館建設・賠償に応じなかつたため、一九九五年に東京地裁に提訴したが退けられ、東京高裁に控訴した。

(2) <http://www.peopledaily.co.jp/j/2001/06/>

/jp200106226739.html

(3) 『朝日新聞』、『毎日新聞』、『日本経済新聞』、
11〇〇一年六月二七日付；また、<http://japan.people.com.cn/zhuanti/Zhuanti43.html>；

<http://www.peopledaily.co.jp/j/2001/06/22/jp200106226739.html>

(4) http://ha2.seikyoune.jp/home/nkhp/hana_wao.htm；まだ、考える会『花岡鉱泥の底から第
8集花岡和解特集』一一ページ。

(5) ①中国人が花岡鉱山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建設株式会社はこれを事実として認め企業としても責任があると認識し、当該中国人生存者及びその遺族に対して深甚な謝罪の意を表明。②鹿島はこのことについて、双方が話し合いによって解決に努めなければならぬ問題であることを確認。(3)双方は、「以上のことを及び「過去のこと」を忘れず、将来の戒め」とする

(周恩来)との精神に基づいて、今後、生存者・遺族の代理人等との間で協議を続け、問題の早期解決をめざす」とを確認。http://ha2.seikyoune.jp/home/nkhp/hana_wao.htm

(6) <http://www.kajima.com/>

(7) 考える会『鹿島・花岡訴訟勝利報告・追悼の集』資料(11〇〇〇年一月二七日)；また、http://ha2.seikyoune.jp/home/nkhp/hana_wao.htm

(8) 田中宏「括解決に意味」、『京都新聞』11〇〇〇年一月三〇日。

(9) 『北鹿新聞』、11〇〇〇年一月五日；『大館新報』、11〇〇〇年一月四日；『朝日新聞』、11〇〇〇年一月五日；『毎日新聞』同五日。

(10) 人民网日本版：<http://japan.people.com.cn/>；11〇〇一年五月一九日、11〇〇一年五月九日。

(11) 柴衛華「歴史の悲劇が再び起らぬたるに」

『石家庄日报都市週末版』11〇〇一年八月11〇日

；また、<http://japan.people.com.cn/j/2001/08/27/jp200106226739.html>

(12) 同上新美隆の「メモ」。

(13) 「和解」成立の一11〇〇〇年一月二九日に、東京高裁新村正人裁判長、宮岡章、田川直之裁判官の名で和解に関する「所感」が出された。その中

で、裁判官等は、原告側と被告側の主張の基調を述べ、積極的に問題の「全体的解决を目指した和解を勧告」した裁判官側の考え方を紹介し、和解の意義を高く評価している。しかし、原告弁護団を含む原告支援団体によって出された資料では、上述した双方の主張が省かれており、控訴中における鹿島の姿勢が伝わりにくい形となっている。

(14) 『BC級戦犯横浜裁判資料』、不二出版、一九八五年。

(15) 戰争法規慣例違反：「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」、伏せ字は原文のママ。

(16) この推測は、11〇〇〇年一二月一七日考える会が主催した「和解」集会での原告側の発言、また、前掲原告代表耿氏三月三一日の発言、前掲原告の一人孫氏の和解拒否声明を根拠としている。

(17) 西村熊雄『日本外交史27 サンフランシスコ平和条約』一九七一年、鹿島研究所出版会、四〇一ページ。

(18) 新美隆「花岡事件と政府・企業責任の一考察」、考える会『花岡鉱泥の底から 第4集』、九九ページ。

(19) 事実、冒頭で述べたように、このことは潜在可能性にとどまらず、現実化した。

(20) 『朝日新聞』社説、11〇〇〇年一月三〇日；『東京新聞』社説、11〇〇〇年一月三〇日。

people.ne.jp/2001/09/28/riben2001092812004.html

(21) <http://www.kumanichi.co.jp/dnews/20010927/kijii5000030549.html>；また、<http://japan.0927/kijii5000030549.html>

(22) 『日本経済新聞』一九九七年九月11〇日；また、前掲戦後補償関連ホームページ。

(23) 『日本経済新聞』一九九九年四月七日；また、前掲戦後補償関連ホームページ。

(24) 『日本経済新聞』11〇〇〇年七月11〇日；また、前掲戦後補償関連ホームページ。

(25) 梶村太一郎「花岡事件和解の意義と世界の潮流」『週刊金曜日』11〇〇一年一月11〇日号。